

広島県集落法人連携等事例集



広島県農林水産局 就農支援課

目次

項目	ページ
はじめに	1
I. 2025 広島県農林水産業アクションプログラムにおける集落法人施策体系	2
II. 集落法人施策に応じた事例の分類	3
III. 検討フローチャート	4
1. 集落法人の連携による経営の効率化	
(1) 法人の合併 【事例1-(1)】 (農)ファーム志和 <東広島市>	6
(2) -1 ゆるやかな法人間連携 【事例1-(2)-1】 おぐにフィールド <世羅町>	8
(2) -2 ゆるやかな法人間連携 (JAが事務局) 【事例1-(2)-2】 JA三次集落法人ネットワーク <三次市>	10
(3) -1 連携法人の設立 【事例1-(3)-1】 (株)グリーンファームせら <世羅町>	12
(3) -2 連携法人の設立 (JAも出資) 【事例1-(3)-2】 (株)ファームサポート広島中央 <東広島市>	14
(3) -3 連携法人の設立 (関連企業も出資) 【事例1-(3)-3】 (株)さくらファーム庄原 <庄原市>	16
2. 近隣の担い手の育成と連携	
(1) 新規就農者の育成と連携 【事例2-(1)】 (農)ひまわり <世羅町>	18
(2) 地域人材の掘り起こしと育成 【事例2-(2)】 (農)ユートピアかみなか <三原市>	20
3. 地域外の担い手との連携	
(1) 企業主導による連携法人の設立 【事例3-(1)】 (株)賀茂プロジェクト <東広島市>	22
(2) 法人解散による次世代農地継承 【事例3-(2)】 (農)ファーム高浦沖 <福山市>	24
IV. 資料	
1 合併 (新設合併方式) の手続き・スケジュール	26
2 株式会社化の手続き・スケジュール	27
3 解散 (総会の議決による解散) の手続き・スケジュール	28
4 連絡・相談先	29

はじめに

広島県の集落法人は、平成元年度に初めて法人が設立されてから280法人（令和4年2月末現在）まで増加し、県内水田面積の17.8%をカバーしています。しかしながら、集落法人の約75%が設立後10年を経過する中、役員やオペレーターの世代交代が進んでいない法人もみられます。

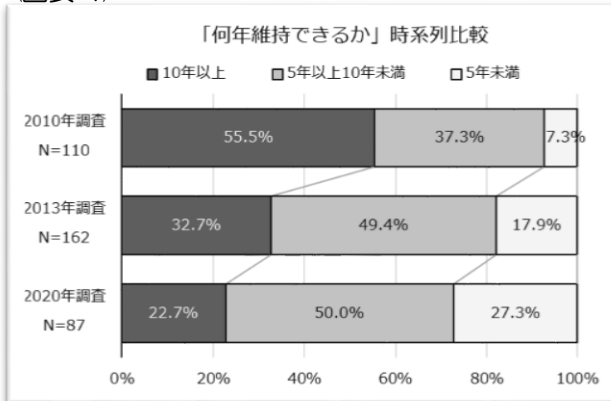
令和2年度に、設立後10年を経過した県内の全戸参加型法人へ経営に関するアンケート調査を実施したところ、法人の経営や集落の維持が困難（経営が5年維持できない）と回答する法人が10年前と比較して約2割増加しています（図表-1）。また、法人経営の主な課題は構成員の高齢化によるマンパワーの不足や後継者の不在でした（図表-2）。人材については、10年後には約6割が「不足する」と回答しております（図表-3）。このような現状から、10年後の法人の将来像として「集落法人同士で連携」「農業法人や新規就農者などの担い手に作業や事業を委託」とする回答が約6割にのびりました（図表-4）。

このアンケート結果を受け、集落法人が持続可能な地域農業の担い手として安定的な経営を展開していくために、集落法人間や近隣の大型農家等の担い手との連携や合併、地域外も含めた新たな担い手への作業委託などを想定して、令和3年度に県内法人への聞き取り調査を実施しました。本書は、調査結果をもとに集落法人の連携等に関する事例集として、皆さんの今後の法人経営について検討するための資料としました。

最後に、本書の作成に当たって調査に御協力いただいた皆様に、厚くお礼を申し上げます。

広島県農林水産局就農支援課

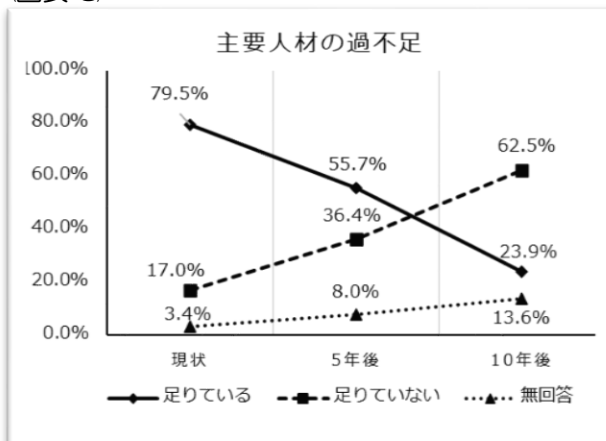
(図表-1)



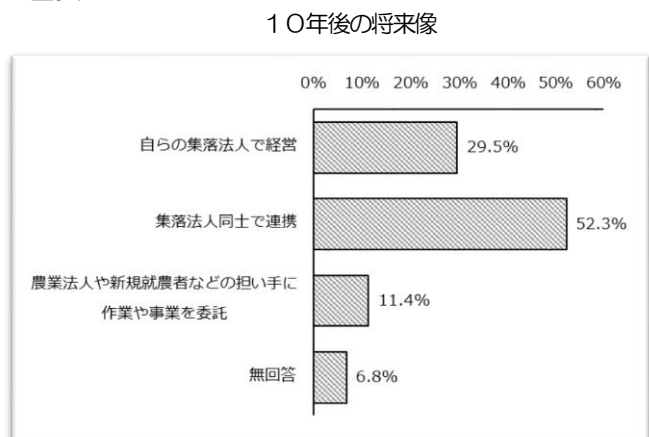
(図表-2)

法人経営の課題上位3項目
高齢化で畦畔管理などの作業ができない人の増加
オペレーター、一般作業等現場で働く人材が不足している
次期リーダー候補となる人材がない

(図表-3)



(図表-4)



※ 令和2年度広島県集落法人経営調査(アンケート調査編より抜粋)

I. 2025 広島県農林水産業アクションプログラムにおける集落法人施策体系

広島県では、計画期間 5 年間（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）の農林水産業アクションプログラムを策定しております。

このプログラムは、広島県の総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」における農林水産業等の分野別計画として位置付けており、目指す姿を実現するための具体的な取組等を定めるものです。

分野ごとの 10 年後の目指す姿を実現するために、5 年後の「目指す姿」と5 年間の「取組の方向性」や「具体的行動計画」など、県が主体となって重点的に取り組む内容と達成すべき目標（指標）を明確化しています。

このプログラムの中で、集落法人施策は、「V 中山間地域農業の活性化」に位置付けられていますが、いずれの施策とも関連性があり、持続可能な地域農業を担う体制の構築に向けた取組の方向性として「1. 集落法人の連携による経営の効率化」、「2. 近隣の担い手との連携や新たな担い手への作業委託」及び「3. 地域外の担い手等との連携」を進めることとなっています。

本事例集では、この3つの施策を中心に取り上げます。

<基本理念>

生産性の高い持続可能な農林水産業の確立

施策体系

I	地域の核となる企業経営体*の育成
II	スマート農業の実装等による生産性の向上
III	新規就業者等の新たな担い手の確保・育成
IV	担い手への農地集積と基盤整備
V	中山間地域農業の活性化

※規模拡大＋常時雇用＋生産・管理・販売等の組織化による企業的な経営を行う経営体

集落法人施策

1	集落法人の連携による経営の効率化
2	近隣の担い手との連携や新たな担い手への作業委託
3	地域外の担い手等との連携

Ⅱ. 集落法人施策に応じた事例の分類

事例集作成にあたり、広島県の集落法人施策に対応するよう取組事例を分類しました。

集落法人施策

1 集落法人の連携による経営の効率化

	取組区分	特徴
(1)	法人の合併	合併による法人の規模拡大
(2)-1	ゆるやかな法人間連携	任意組織での機械の共同利用，共同仕入・販売等の連携
(2)-2	ゆるやかな法人間連携 (JAが事務局)	機械の共同利用等を行う法人間連携の事務局機能をJAが担う
(3)-1	連携法人の設立	法人間連携を担う法人の新設
(3)-2	連携法人の設立 (JAも出資)	法人間連携を担う法人の新設（JAも出資し，事務支援を行う）
(3)-3	連携法人の設立 (関連企業も出資)	法人間連携を担う法人を新設し，関連企業も出資

集落法人施策

2 近隣の担い手との連携や新たな担い手への作業委託

	取組区分	特徴
(1)	新規就農者の育成と連携	新規就農者が構成員として参画し，独立自営就農と共に法人作業も行い，野菜等の作業も受託する。
(2)	地域人材の掘り起こしと育成	担い手不在のため，法人内の人材を見直し，女性理事が中心となって女性部を発足し，作業を担う。

集落法人施策

3 地域外の担い手等との連携

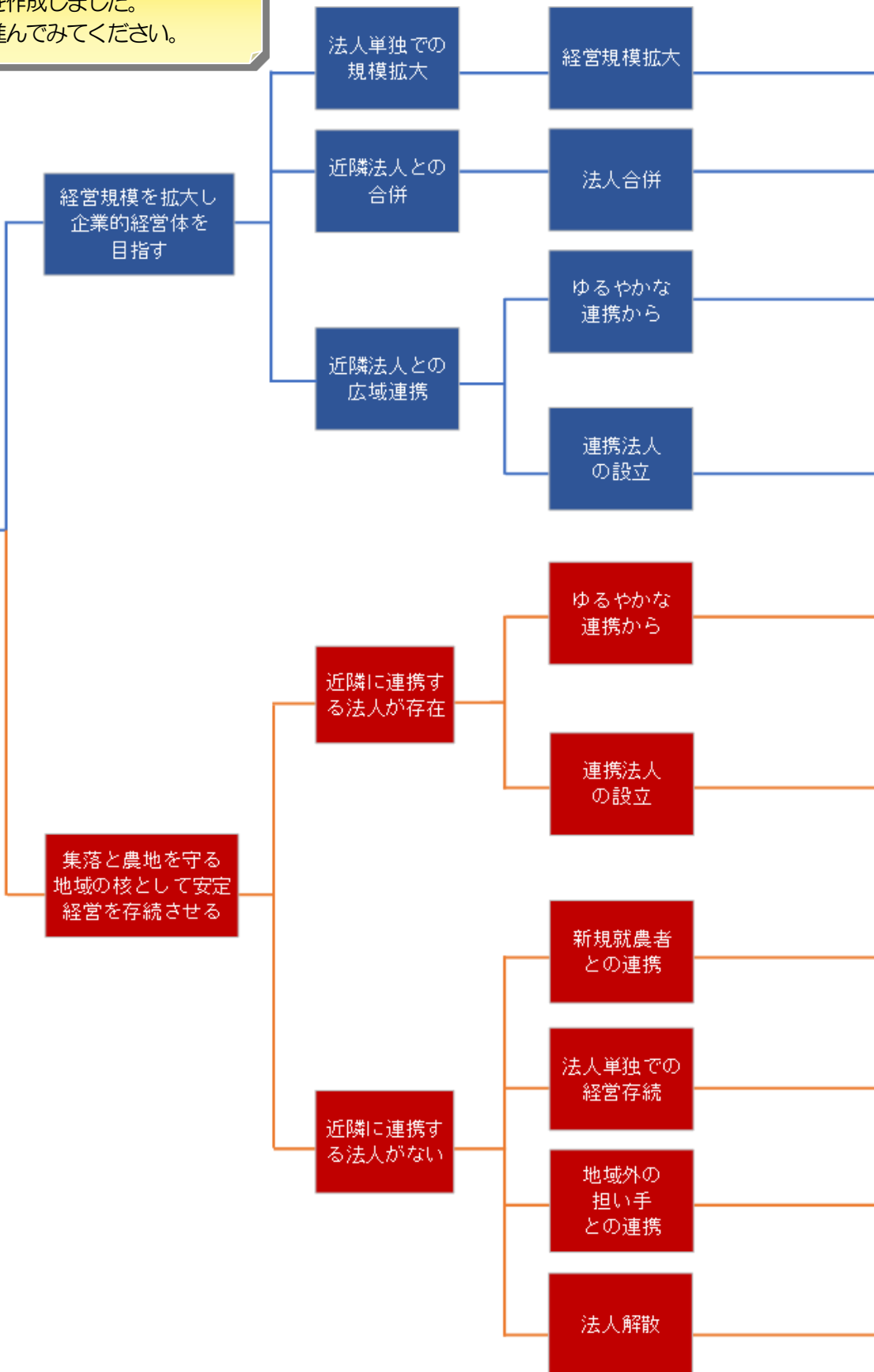
	取組区分	特徴
(1)	企業主導による連携法人の設立	企業が地域を守り，攻めの農業を展開するために法人を新設し，集落法人と連携して営農を行う。
(2)	法人解散に伴う次世代への農地継承	組合員の合意の下，法人を解散。農地は近隣の担い手（大型農家）に集積し，継続して活用。

Ⅲ. 検討フローチャート



今後の方向性を考える際の参考となるよう、フローチャートを作成しました。選択肢に沿って進んでみてください。

5年後、10年後の集落法人経営について検討してみましょう。



【参考】規模拡大に向けて、農地集積や各種事業の活用、経営改善支援が必要な場合は県や市町等へ相談(29ページ)

【事例 1-(1)】6 ページ
(農)ファーム志和

① 任意組織
② 任意組織 JAが事務局

①【事例 1-(2)-1】8 ページ
おぐにフィールド
②【事例 1-(2)-2】10 ページ
JA 三次集落法人ネットワーク

① 法人設立
② 法人設立 JAも出資
③ 法人設立 関連企業も出資

①【事例 1-(3)-1】12 ページ
(株)グリーンファームせら
②【事例 1-(3)-2】14 ページ
(株)ファームサポート広島中央
③【事例 1-(3)-3】16 ページ
(株)さくらファーム庄原

① 任意組織
② 任意組織 JAが事務局

①【事例 1-(2)-1】8 ページ
おぐにフィールド
②【事例 1-(2)-2】10 ページ
JA 三次集落法人ネットワーク

① 法人設立
② 法人設立 JAも出資
③ 法人設立 関連企業も出資

①【事例 1-(3)-1】12 ページ
(株)グリーンファームせら
②【事例 1-(3)-2】14 ページ
(株)ファームサポート広島中央
③【事例 1-(3)-3】16 ページ
(株)さくらファーム庄原

新規就農者の育成と連携

【事例 2-(1)】18 ページ
(農)ひまわり

地域人材(構成員)の見直しと育成

【事例 2-(2)】20 ページ
(農)ユートピアかみなか

企業主導による連携法人の設立

【事例 3-(1)】22 ページ
(株)賀茂プロジェクト

次世代への農地継承

【事例 3-(2)】24 ページ
(農)ファーム高浦沖

【事例 1- (1)】 (農) ファーム志和

ポイント

合併による法人の拡大

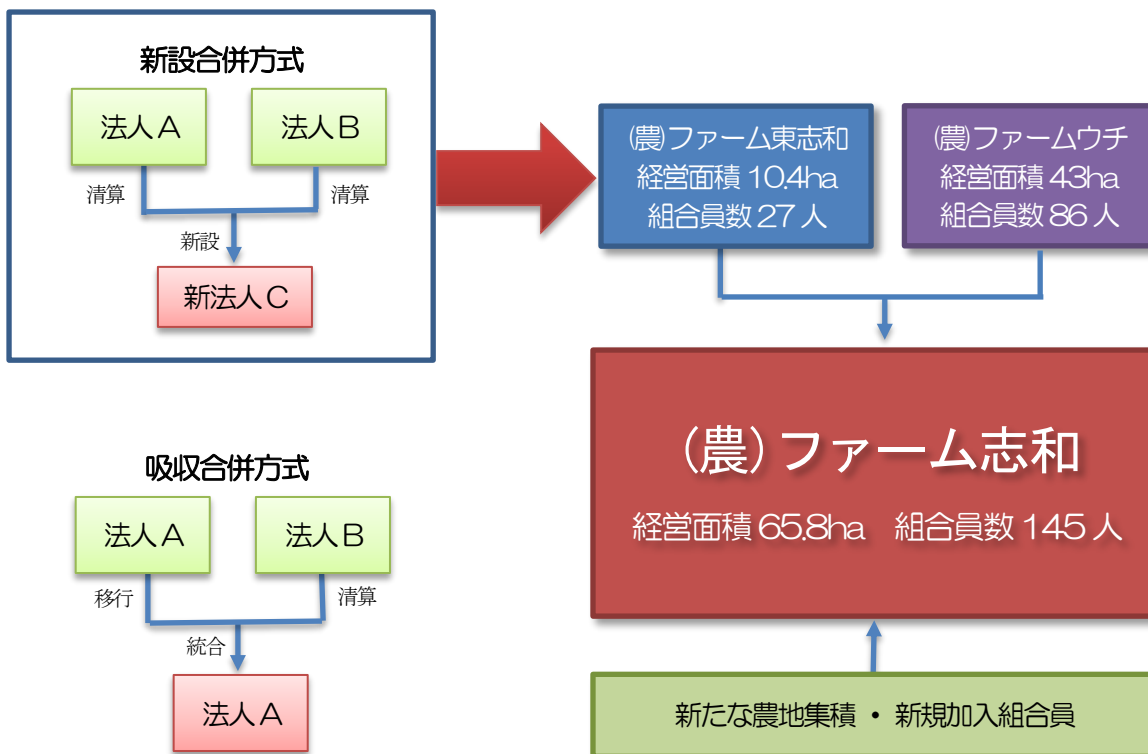
法人概要

市町名	設立年	合併前法人数	理事・監事数	集積面積	作業受託面積
東広島市	2014年	2法人	10人・2人	66ha	0ha
主要栽培品目等	水稻（主食用，酒米），グリーンアスパラガス				
法人合併の特徴	ファームウチとファーム東志和が新設合併方式で合併。 農業系ファンドから出資を受ける。				

注：2021年3月末現在

● 本事例のポイント

- 法人経営の維持が難しくなる環境の中，法人の持続的な経営に向けて代表のリーダーシップがあった。
- 合併後の組織が1つになるため，責任の所在が明確であり，迅速な意思決定が可能。



● 合併に至った経緯

- ファームウチとファーム東志和は隣接した法人で土地改良区も同じであったことから、以前から作業受託等の連携を行っていた。
- 法人の維持がだんだん難しい環境にある中、当時の両法人代表理事が日頃から交流があり今後について協議したところ、規模拡大によるスケールメリットを活かすために法人の合併を選択した。
- 合併方法には、新設合併方式と吸収合併方式があるが、両者の話し合いにより、前者の新設合併方式を採用。対等合併で両法人は消滅し、それぞれの資産を1対1で新設する法人へ引き継いだ。

● 合併の成果

- 各集落から1人ずつ理事を選出し、理事10人、監事2人体制。1つの経営体になったことで、経営がシンプルになった。
- 合併が法人への参画を見直すチャンスとなり、両法人の設立時には参画しなかった農家が参画したことで法人の即戦力となり、農地の集積（新規構成員参画による集積が約10ha程度あり）や組織の拡大が可能となった。
- 規模拡大が一気に進んだことで、機械投資も可能になった。
- 単独では不安定だった経営が、合併による規模拡大によって改善され、外部からの出資も受けられた。
- 法人は企業体として営農事業に集中し、地域活動は地域組織（団体）へ任せている。

● 合併後の問題点

- 現在は70代が中心で法人運営を行っているが、農作業を担う20人の担い手に40代～50代がほとんどおらず、今後は役員やオペレーター、経理担当の担い手育成が必要である。
- 組合員の法人への関心が薄れている。地域を守る意識の醸成が必要である。

● 実践者からのアドバイス

- 合併すると1つの法人となるため、迅速な意思決定ができ、経営がシンプルで責任の所在が明確になる。さらに、組合員と集積面積が増えることでスケールメリットも出せるようになる。
- 法人設立時と現在では取り巻く環境が変わってきており、特に農業や農地への関心が薄くなっている。今、法人として、地域として、地域や農地を守る対策が必要である。
- 合併の前例が無く、事務手続きなどに苦労があった。専門のアドバイザーに助言を求めるなど、専門家に依頼するのが望ましい。

【事例 1- (2) -1】 おぐにフィールド

ポイント

簡易な任意組織によるゆるやかな連携

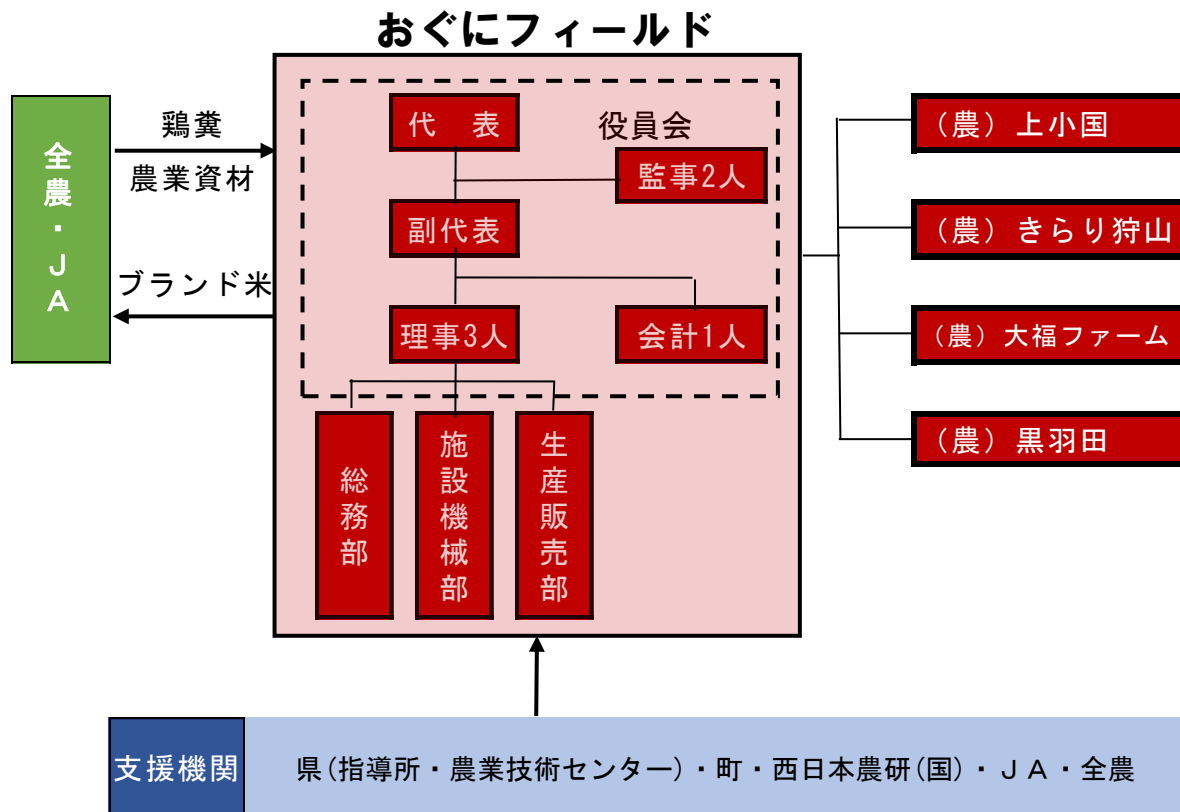
組織概要

市町名	組織化年	構成集落法人数	理事・監事数	集積面積	作業受託面積
世羅町	2019年	4法人	4人・2人	57ha	20ha
主要栽培品目等	水稻（主食用），大豆，小麦，野菜				
連携組織の特徴	4法人の任意組織で出発，将来は法人化を検討。 農業機械の共同購入・利用による機械コストの低減を図る。 町内養鶏業者の鶏ふんを活用した資源循環米に取り組む。				

注：2021年3月末現在

● 本事例のポイント

- 各法人の共通課題を解決する課題解決型組織として開始。任意組織のため組織化に係るコストが安価。
- 栽培の統一による資材等の共同仕入，ロットを確保した生産物販売のコーディネートが可能。
- 任意組織であるため，連携組織としての機械・設備の所有と税務対応の調整が課題。



● 連携に至った経緯

- 現役世代の農業従事者が減少し、団塊世代の農業からのリタイヤにより事業継承が難しくなっていた。
- 4 法人とも経営規模が小さく、機械更新や新たな機械投資が単独では困難な状況だった。
- 4 法人で先進地視察や研修会を重ねることで、組織化へ向けた検討を始めた。
- 検討に当たっては、普及指導員の支援が大きかった。節々で適切なアドバイスと定款等の提案があった。

● 連携の成果と仕組み

- 4 法人から 2 人ずつ役員を選出し、代表、副代表、理事 3 人、監事 2 人、会計 1 人で役員会を運営。
- 総務部、施設機械部、生産販売部を設置し、理事が部長を勤める。
- 任意組織は、将来の新規就農者と事業承継の受け皿としての機能を持つ。
- 最初に、4 法人の課題であった防除作業の改善のためドローン導入に取り組み、防除経費削減を実現。
- ドローンは、組織外からの防除作業受託も約 20ha 実施。その後、除草剤散布、追肥作業にも拡大。
- 次に町内養鶏業者の鶏糞を活用した地域資源循環米に取り組み、ブランド米として共同販売を行う。
- 鶏糞散布の省力のためマニアスプレッターを共同購入。肥料費のコスト削減を実現。
- 残った課題である畦畔管理の省力化のため、西日本農業研究センター、(株)全農アグリサポートと連携し、ラジコン草刈機の実証試験に取り組み。

● 連携上の課題

- 今後、地区内の受託作業等が拡大していく中で、若い担い手の雇用等による法人化が必要と考えられる。また、町内の大型法人との連携も検討していく必要がある。
- 高齢化、人口減少の中で、地域課題への取組も必要である。

● 実践者からのアドバイス

- リスクはできるだけ少なくし、できることから始めてみよう。
- 共通課題を抽出して解決し、成功体験を積み重ねてメンバーのモチベーションを上げていこう。
- 新しいことにも挑戦してみよう。
- 動きを作るといろいろな人が支援してくれる。そして、情報提供やアドバイスをしてくれる。
- 生涯現役でみんなが頑張れる組織にしよう。
- ミッションステートメント(企業理念、組織理念)を作ろう。
- ベクトルを合わせて目標を達成しよう。

【事例 1- (2) -2】 JA三次集落法人ネットワーク

ポイント

任意組織の事務局機能をJAが担う

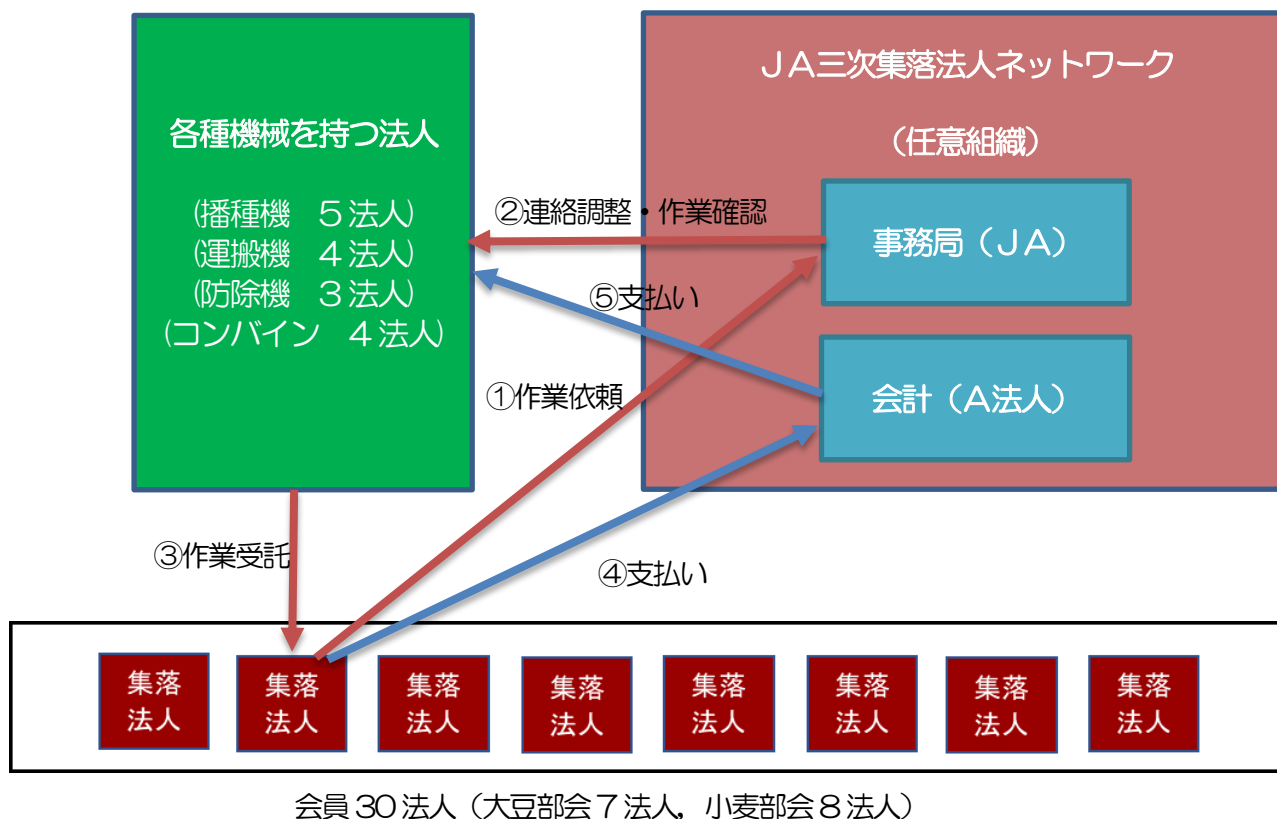
ネットワーク概要

市町名	組織化年	構成集落法人数	理事・監事数	集積面積	作業受託面積
三次市	2007年	30法人			13ha
主要栽培品目等	大豆, 麦				
法人連携の特徴	会員法人の畑作業への機械投資を抑える作業受託の調整組織。 JAが連絡調整や作業後の確認等の事務局を担う。				

注：2021年3月末現在

● 本事例のポイント

- 任意組織の事務局機能をJAが担うことで、畑作物（大豆・麦）の面積拡大及び各法人の機械投資を抑えた広域連携が可能となっている。



● 連携に至った経緯

- 三次市内の集落法人を中心に大豆と麦の転作を進める中で所有機械がほとんど無かったため、2006年に市の事業を活用し、4法人が機械の共同利用を前提として、播種機とコンバインを2台ずつ導入。
- 転作を進めるに当たり他法人へも広がって広域連携が必要となり、機械投資をなるべく抑えるため、機械導入の翌年（2007年）に取組を開始。

● 連携の仕組みと成果

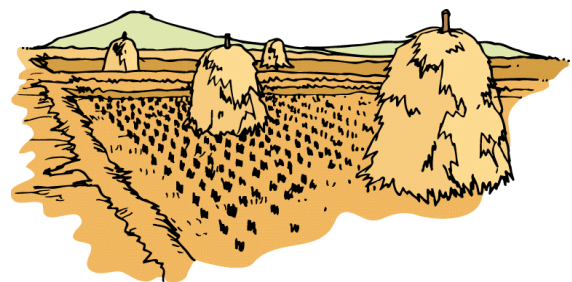
- 播種機所有の5法人、運搬機所有の4法人、防除機（ドローン）所有の3法人、コンバイン所有の4法人が、大豆部会7法人、小麦部会8法人の各種作業受託を実施。JAが所有する機械はない。
- JA三次が事務局として会員法人のうち、機械を所有する法人と作業を依頼したい法人との連絡調整や作業後の確認事務を行う。
- 会計事務は会員法人のうちA法人が行い、作業単価は各部会で設定。每期精算して運用資金の内部留保はしていない。
- 受託の調整は、機械所有の法人が近隣の法人の作業を受託し、機械の更新や修理、メンテナンスは機械所有の各法人が独自に行っている。
- JA三次と会員法人の連携により、大豆と麦の栽培面積拡大が可能となり、会員法人は連絡調整等の事務負担が軽減されている。

● 連携上の課題

- JA三次は事務局機能を担うが、機械トラブルや故障についての対応は委託側と受託側の法人の話し合いで解決している。各部会に対して統一のルールづくりをサポートすることが望ましい。
- 現在の受託面積13haから今後ドローン防除を中心に作業受託面積の拡大が予想される。事務局の現体制では、調整事務能力を超えてしまう懸念がある。

● 実践者からのアドバイス

- 地域のJAと協力した広域連携は、地域で栽培する品目の導入・面積拡大と、機械の共同利用のメリットの両方を享受できる。



【事例 1- (3) -1】 (株) グリーンファームせら

ポイント

広域連携に向けて法人間連携を担う法人を設立

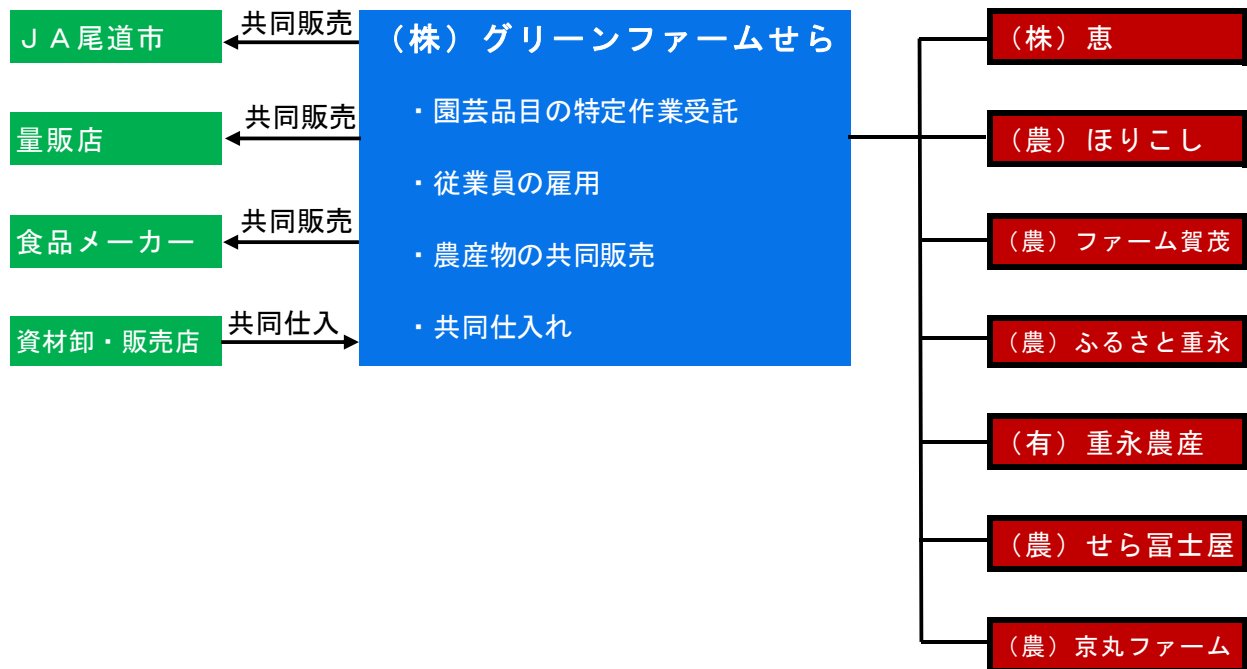
法人概要

市町名	設立年	構成集落法人数	取締役・監査役数	集積面積	作業受託面積
世羅町	2017年	7法人	7人・2人		0ha
主要栽培品目等	野菜				
法人連携の特徴	ほ場整備をきっかけに、7法人400haの広域連携。 水稲は既存法人が、園芸品目は新法人が担う計画。				

注：2021年3月末現在

● 本事例のポイント

- 経営規模拡大のスケールメリットを活かした広域連携に向けて、法人間連携を担う法人を設立。共同仕入・販売等の事業を連携法人で実施している。
- 連携法人において、若者を常時雇用し、次世代の担い手育成を行っている。



出資7法人の事業

- ・水稲等の土地利用型作物の栽培
- ・畦畔管理等農地を守る活動

● 連携に至った経緯

- ほ場整備事業計画をきっかけに8法人が西大田法人連携協議会を設立し、ほ場整備後の西大田地域の営農ビジョンを検討した。
- 地域の高齢化が進展する中、出来なくなってからでは手遅れになるため、地域農業を支える受け皿となるべく、400haに及ぶ広域連携法人の設立に向けて計画を進めた。
- 効率的な農業経営のため、資材の共同購入、農業機械の共同利用、園芸作物の導入、販路開拓が必要で、特に地域農業を支える担い手の育成は最重要課題と位置付けた。
- 2017年に6法人が出資することで(株)グリーンファームせらを設立し、2018年には1法人が加わり7法人体制となる。

● 連携の成果と仕組み

- 連携法人は、機械や農地を所有しておらず、農業資材の共同仕入れや出資法人から委託された農産物販売、園芸作物の生産を担う。
- 連携法人が園芸作物の生産を行う一方、出資7法人は水稻等の土地利用型作物の生産と畦畔管理等の集落の農地を守る活動を行う。畦畔管理は出資法人ごとのルールで運営している。
- 特別栽培米コシヒカリについては、栽培法を統一し、連携法人が窓口となって販売している。
- 連携法人で3人(いずれも40代)の常時雇用者を採用。連携法人と出資法人合わせて40代以下の常時雇用者が10人以上おり、毎月若手だけの交流会を開催して情報交換している。
- 連携法人の取締役会で地域内農地の栽培計画を策定し、出資法人の役員会で合意を得て実行する形を採用。

● 連携上の課題

- 地域の高齢化が進み、営農や畦畔管理、水管理等が困難な出資法人が増えてきた。出来なくなった時にどうするか、地域の人材をどう活用するか考えておく必要がある。
- 定期的に水田の状態を見て回る出資法人が少なくなった。水管理に影響がおよび収量減少へと繋がる。

● 実践者からのアドバイス

- 高齢化で水田の状態を見て回るができなくなっている。営農は、40代以下の若い世代を中心に進めることが望ましい。そのための受け皿づくり、環境を整えることも大事。
- 若い世代は、インターネットを使って最新の栽培技術を積極的に学び、仲間で共有している。
- 常時雇用者の採用にあたっては、「農業でもやってみようか」という人は現実の忙しさとギャップから続かない。最初に厳しいことを伝える必要がある一方、生活のできる賃金を保障しなければ良い人材は獲得できない。
- 出来てなんぼ、ではなく、売ってなんぼ。生産と販売は両輪で進めるべき。

【事例 1- (3) -2】 (株) ファームサポート広島中央

ポイント

広域連携法人の設立(JA も出資・事務支援を行う)

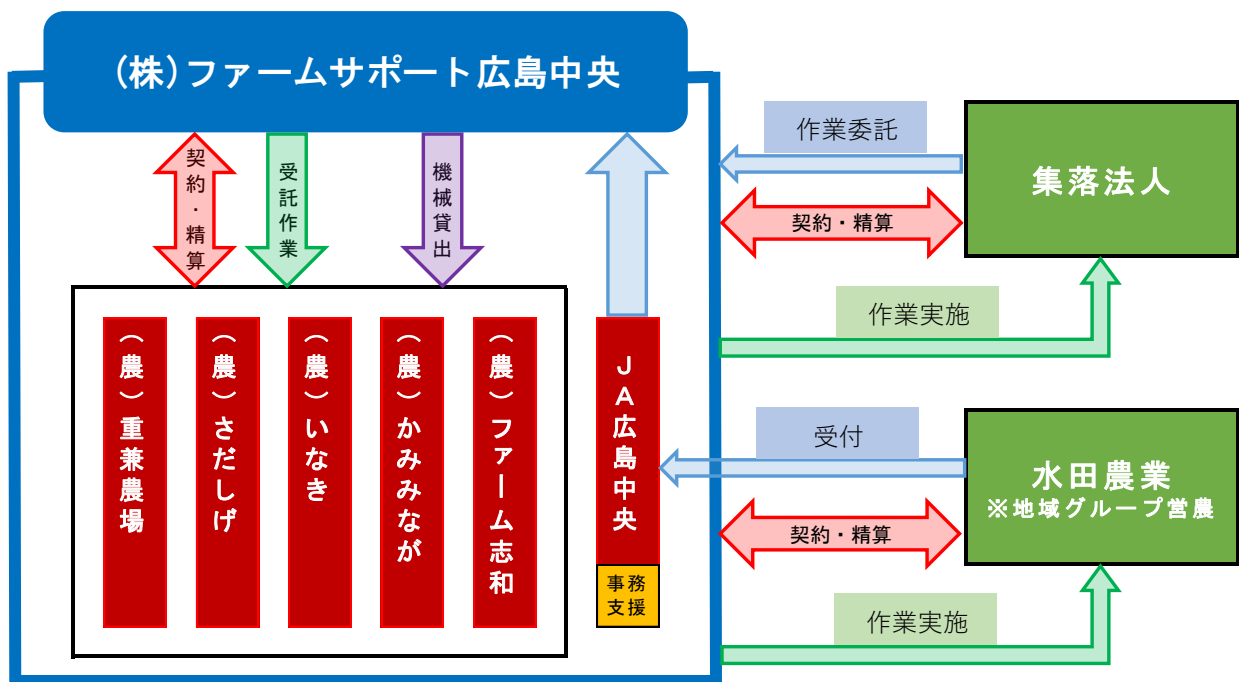
法人概要

市町名	設立年	構成法人数	取締役・監査役数	集積面積	作業受託面積
東広島市	2018年	5法人+1JA	5人・1人	180ha (うち水稲のみ130ha)	350ha
主要栽培品目等	水稲（主食用，飼料用米）				
法人連携の特徴	5法人の機械共同利用の任意組織にJA広島中央も出資して株式会社化。JAが事務支援しつつ，機械の共同利用やドローン防除，土壌改良材散布等の作業受託を担う。				

注：2021年3月末現在

● 本事例のポイント

- 経営規模拡大のスケールメリットを活かした広域連携に向けて法人間連携を担う法人を設立。機械の共同利用や作業受託等の連携事業を新法人として実施するので，経営がシンプルになる。
- JAも出資することで法人との関係性を強化。設立当初は事務局機能をJAが担い，法人運営事務や調整作業を軽減。その後，JAの事務支援を受けながら，経理や法人運営面で自立。
- 出資5法人はそれぞれの地域の維持に努め，新法人は耕作できなくなった農地を作業受託で営農支援。将来を見据えて，各法人経営の最後の砦となる組織を作ることが重要。（このため，法人合併ではなく新法人が集積することを選択）



※地域グループ営農：集落の5戸以上・3ha以上の集積を行い，共同利用，共同活動，地域農業の継続に取り組む団体でJAが認定するグループ

● 連携に至った経緯

- 地域の担い手の高齢化やオペ不足、米価下落やコスト削減の限界など、集落法人個々が抱える課題を解決するため、2009年に地理的にも距離が近い5法人で水稲用機械の共同利用組織「ファームサポート東広島」を設立し、機械所有コストを削減。
- 任意組織では利益等の内部留保が難しく農業機械の更新が難しい。また、対外的信用力が弱いことから法人化を検討したところ、JA広島中央も集落法人をサポートするJA出資型法人を検討していた。
- 2018年にJAも出資して「株式会社ファームサポート広島中央」が設立された。

● 連携の成果と仕組み

- 出資5法人間での農業機械の共同利用と非出資法人も含めた飼料用米の作業受託、東広島市内の農業者からJA広島中央が受託したドローン防除、土壌改良資材散布等の再受託を行っている。
- 新法人は少しずつ農地を集積して営農を行い、出資5法人は地域を守る活動へとシフトしていく。(先を見据えた緩やかな事業継承が進められる。)
- 法人設立当初の事務局機能をJA広島中央が担うことで、事業運営コストの軽減を実現。そうした中で法人が収益を確保し、主体となって自立運営していくことが重要。JAとは、JAが所有する大型施設の利用等でも連携している。

● 連携上の課題

- 出資5法人の担い手も、今後は高齢化によって営農継続に対する将来の不安を抱えており、新たな組織の構築も検討する必要がある。法人によっては運営を継続する意見もあり、組合員の説得は大変難しく各法人代表者の理解と協力が不可欠。
- 今後は、高齢化に伴う事業量の増大が見込まれ、事務と現場の両方で働く人材の育成が重要。

● 実践者からのアドバイス

- 地域法人を残し地域を守る活動をしなが、経営は各集落法人単位で行い、農業機械や施設を共同利用することで、新しい3階建て組織として運営していくメリットが生まれる。
- 5年後10年後を見たときに、現在の法人でできること、今後出来るであろうことをきちんと整理し、現状出来ないこと、今後も出来ないであろうことをJAや他法人と連携して解決していくことが目的の法人である。
- 人が育つには時間が掛かるため、「出来なくなるまでやる」ではなく、「まだ出来る」今のうちに動かなければ遅くなる。



【事例 1- (3) -3】 (株) さくらファーム庄原

ポイント

法人間連携を担う法人に関連企業も出資

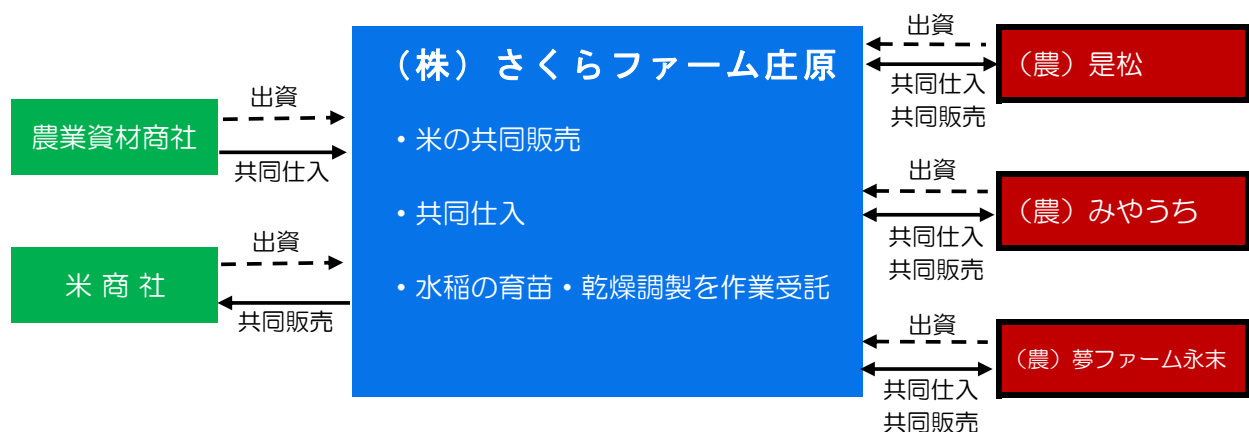
法人概要

市町名	設立年	構成集落法人数	取締役・監査役数	集積面積	作業受託面積
庄原市	2019年	3法人	5人・2人		Oha
主要栽培品目等	水稻育苗				
法人連携の特徴	3法人及び農業資材商社、米商社が出資する広域連携法人。 水稻の共同育苗・乾燥調製、農業資材共同仕入、米共同販売から開始。				

注：2021年3月末現在

● 本事例のポイント

- 経営規模拡大のスケールメリットを活かした広域連携に向けて法人間連携を担う法人を設立。共同仕入・販売や作業受託等の連携事業を新法人として実施するので、税務申告など経営がシンプルになる。
- 農業資材商社、米商社等の関連企業も出資することで法人との連携を強化し、収益向上を目指す。
- 各法人が抱える担い手不足という課題に個別に取り組むのではなく、新設した連携法人で地域全体の担い手育成に取り組む。



● 連携に至った経緯

- 関係機関の支援で、100ha 規模の広域連携を目指した営農ビジョンを作成し、3 法人の連携法人を設立した。
- 3法人と取引のあった農業資材商社、米商社も参画し、集落法人の経営発展に共に取り組んでいくこととなった。
- 3法人は、地域が隣り合わせなど距離が近く、代表理事の年齢も近いため普段から交流があった。

● 連携の成果と仕組み

- 代表取締役を除いて3法人から1人ずつ取締役を選出し、関連企業2社から1人ずつ監査役を選出して経営。
- 連携法人には常時雇用者がいないことから、水稻の育苗及び乾燥調製は、夢ファーム永末に作業委託。是松、みやうちは、育苗及び乾燥調製の設備投資及び作業コストを軽減し、田植えから収穫までの作業に集中できる。
- 3法人で80ha規模となったので、共同仕入れ及び共同販売のスケールメリットが得られる。
- 統一栽培基準のあきさかりをブランド米「さくらの里米」として出資者の米商社を通じて共同販売。また、出資者である農業資材商社を通じて共同仕入れを実施。あきさかり以外の米は、各法人が独自に販売している。
- 関連企業の参画によって、情報収集力が強化された。
- 現在、さくらファームとしての農地集積はないが、今後1ha以上のまとまった農地集積の希望が出てくれば、営農事業への参入と農地所有適格法人化を含め、連携法人で対応を検討する。
- 今後は、常時雇用者の採用、水稻用機械の導入も計画している。

● 連携上の課題

- 地域の高齢化により、畦畔管理出来なくなる地権者が増えている。水管理も同様。
- 全部集積出来ていないので、間が空いたところなど効率化できない。鳥獣被害も多い。
- 農場長と経営者は別もの。農業経営が出来る管理職、役員や農場長を含めた人材の育成が必要。

● 実践者からのアドバイス

- 連携法人のミッションは地域を守っていくことである。
- あまり手を広げず、出来るところからやること。大きく構え過ぎない方が良い。
- 広域連携する場合、誰がリーダーとなって実施するかが重要。船頭が多くなると混乱する。

【事例 2- (1)】 (農) ひまわり

ポイント

新規就農者の育成と連携

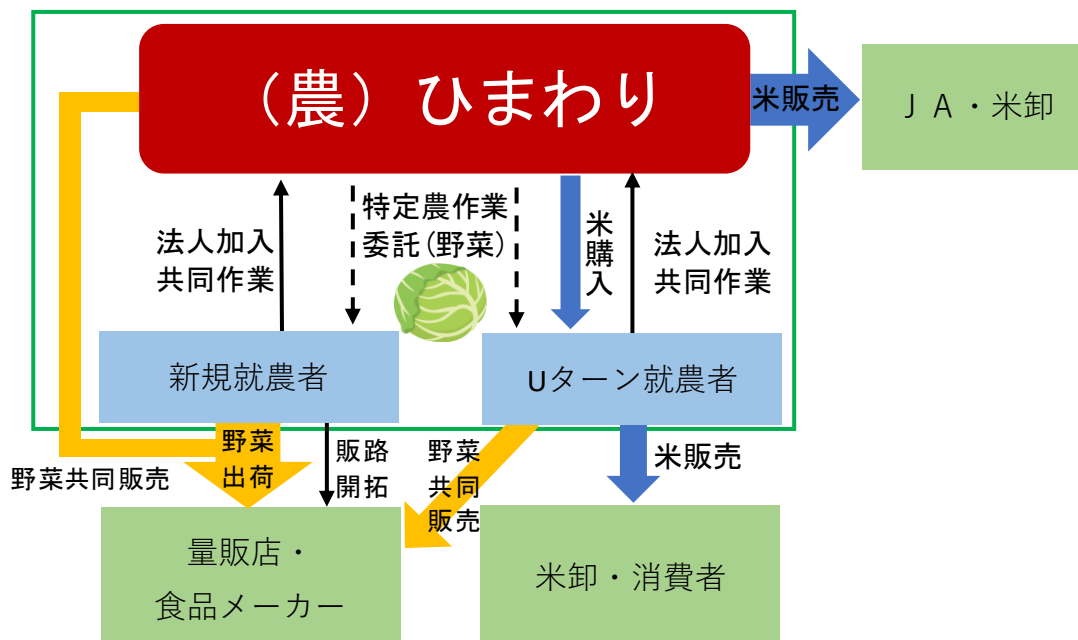
法人概要

市町名	設立年	構成員数	理事・監事数	集積面積	作業受託面積
世羅町	2010年	10名	3人・2人	14ha	
主要栽培品目等	水稻（主食用），キャベツ，広島菜，牧草				
新規就農者の育成と連携の特徴	新規就農者とUターン者の2人が独立就農をしながら構成員として参加。 2人は法人からキャベツと広島菜を特定作業受託し，販路も開拓。				

注：2021年3月末現在

● 本事例のポイント

- 町の新規就農制度を通して就農希望者を研修生として受け入れ，法人の次世代の担い手を確保した。
- 法人との連携により，新規就農者は自分で機械や施設を持たなくても自己の経営が確立でき，法人は担い手確保及び作業委託による事業量の軽減によりWin-Winの関係が築けている。



● 育成と連携に至った経緯

- 2010年に2つの地域営農集団が合併して（農）ひまわり設立。
- 新規就農者40代夫婦は、2014年に世羅町の新規就農事業で、研修生として法人で1年研修。
- 研修修了後、新規就農者は独立就農しながら法人に加入。

● 育成と連携の仕組みと成果

- 法人がハウス2棟を設置し、新規就農者へ5年間リース契約。露地野菜の育苗や施設野菜を栽培。
- 構成員10人中担い手は8人で、70代以上6人、60代1人、40代1人。40代は新規就農者で、60代はUターン就農者。
- 新規就農者とUターン就農者は、独立就農をしながら法人構成員としても参画し、水稻でのオベ作業なども担う。
- 法人農地を新規就農者に1ha、Uターン就農者に50a 特定作業委託することで、独立就農者の農地確保と法人の作業量軽減、両方を実現。
- 新規就農者がスーパーや食品加工メーカーとの野菜の販路を開拓し、法人も共同販売することでロットを確保。
- 新規就農者は農地込みで住居を購入して定住し、集落の活性化にも貢献している。

● 育成と連携上の課題

- 担い手確保や集落の活性化には、若者をいかに定着させるかだが、新規就農者の就農時の課題は、農地と住居の確保。農業で生活できる環境を整備することが求められる。

● 実践者からのアドバイス

- 市町の就農支援に係る制度と積極的に連携すべき。今回は、町の就農支援制度（世羅町産業創造大学）を利用することにより、研修期間中、国の農業次世代人材投資資金（旧：青年就農給付金・準備型）から研修助成金が本人に支給された。
- 新規就農者の初期のつまずきは、露地野菜での異常気象による不作であるため、早期に施設野菜栽培を開始することが望ましい。
- 新規就農者からみると、法人の機械が使えたり施設を用意してくれると、初期投資の負担が少なく就農しやすくなる。
- 新規就農者支援制度の対象となる年齢の上限を引き上げ、定年帰農へも支援が拡充されれば、集落への回帰が進み、集落法人の後継者確保につながると思う。



【事例 2- (2)】 (農) ユートピアかみなか

ポイント

地域人材の掘り起こしと育成による組織の活性化

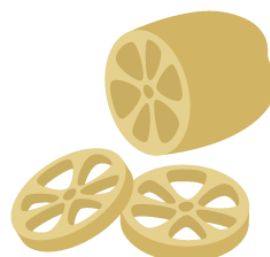
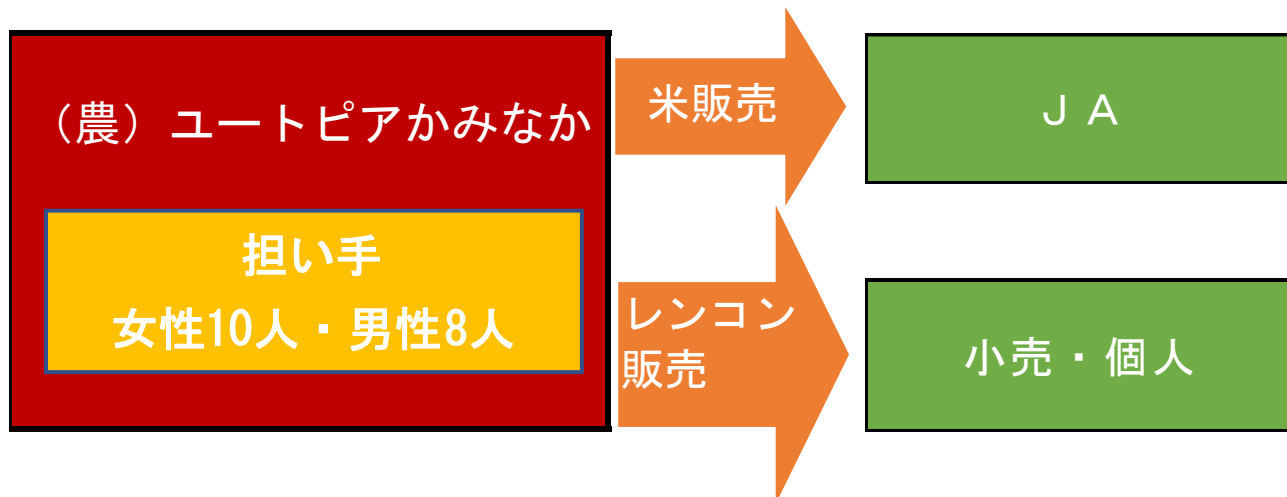
法人概要

市町名	設立年	構成員数	理事・監事数	集積面積	作業受託面積
三原市	2003年	57名	9人・2人	31ha	4ha
主要栽培品目等	水稲（主食用），レンコン，ハトムギ，大豆				
地域人材発掘と育成の特徴	地域の担い手がおらず，法人内を見直して女性10人が男性と共に担い手として従事。				

注：2021年3月末現在

● 本事例のポイント

- 法人の担い手が不在の中，女性理事を中心に地域人材に改めて声掛けすることで，新たな担い手を掘り起こし女性の活躍の場とした。
- 園芸品目を複数取り組んでいたが，自分たちに無理のない栽培（品目）体系に見直し，地域ブランドのレンコン+水稲経営にシフトした。



● 地域人材の掘り起こしに至った経緯

- 定年後の再雇用制度によって、出身者が地元に戻って来ない、又は帰っても法人に参加しなくなった。
- 常時雇用は、1人当たりの人件費が社会保険を含めると約300万円かかり、法人として負担が大きいうえに、雇用してもなかなか定着しなかった。
- 新たな担い手として法人内の人材掘り起こしに着手し、女性理事が法人内の女性に声をかけたところ、50代から70代の女性10人が集まった。

● 地域人材の掘り起こし・育成の仕組みと成果

- 当初は水稻+野菜の経営であったが、野菜は鳥獣被害の増加や湿害による低収、作業時間の負担などから徐々に止め、水稻を中心としつつ、冬場の仕事として近隣に産地のあるレンコン栽培を開始した。
- レンコンは、9月中旬から3月までが収穫時期で、水稻作業と重ならない。レンコンは量販店での販売に加えて、贈答用として直売での人気が高く、販売面でも好調。
- 女性（50代1人、60代7人、70代1人）と男性（60代5人、70代3人）が担い手。女性も中心となってよく働く。女性は集落内に住んでいる人が対象。
- 仕事の依頼は、前日にグループLINEで連絡。常時4人から5人で作業。
- 定年前の男性や女性には積極的に声かけをしている。女性が活動すると男性も協力してくれる。
- 親睦を深める取組として、毎月5,000円を積立ててレンコンの県外視察を実施するほか、泥落としやはしか落とし等も開催している。

● 法人の現在の課題

- 今はよいメンバーで法人運営ができていますが、将来の後継者について良いアイデアがない。
- 定年延長となり、団塊世代以下の該当者が帰ってこない。次の世代でめぼしい人がいても、集落内に住んでいないので分からない。
- 畦畔管理及び水管理は地権者が原則だが、管理費を払っても高齢化で対応できない人が増えてきた。
- 水管理が徹底できていないため、水稻の単収が低い。
- 若い世代の法人への関心が薄れている。組合員の関心も薄れており、総会への出席率も低下している。

● 実践者からのアドバイス

- 新規就農者にこだわらず、地域には様々な経験を積んだ人材がいるはずなので、身近な構成員の家族から新たな戦力を発掘することも重要。
- 担い手として参加してくれたメンバーは仕事に対して几帳面で熱心であり、集落内の融合に大いに寄与している。女性が参加しやすい雰囲気作りのために、女性リーダーの発掘や育成は重要である。

【事例3-（1）】（株）賀茂プロジェクト

ポイント

企業主導による地域外の担い手との連携

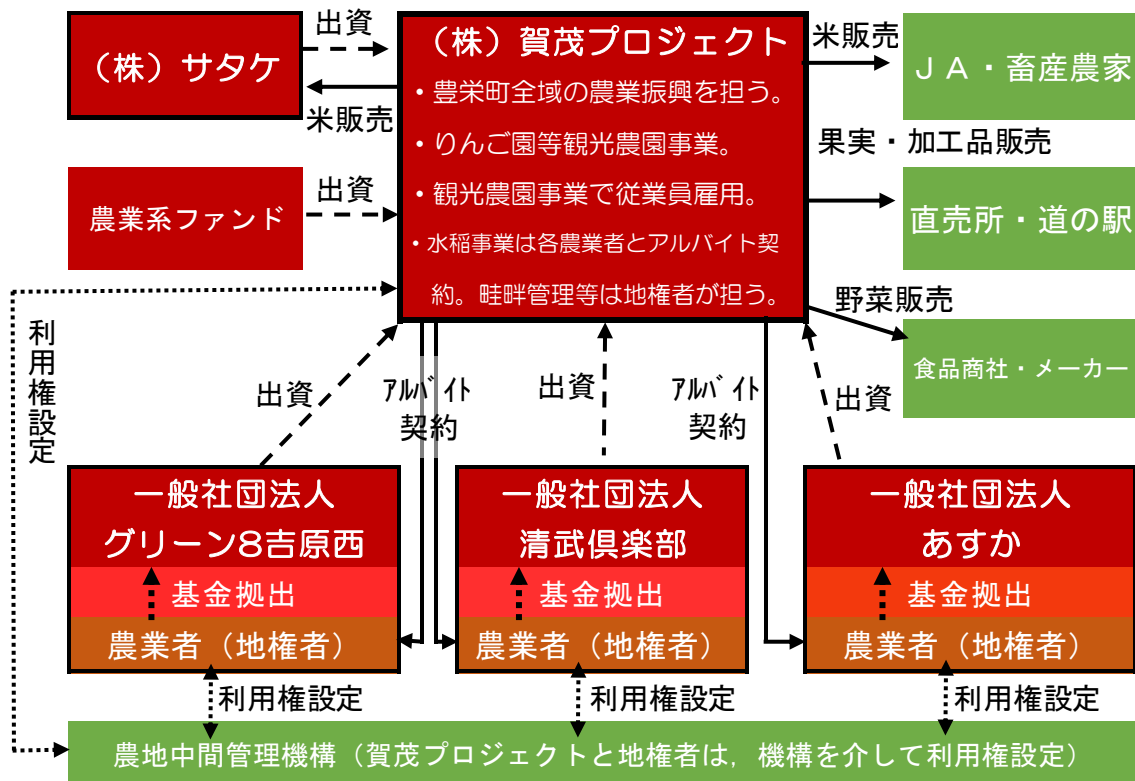
法人概要

市町名	設立年	構成集落法人数	取締役・監査役数	集積面積	作業受託面積
東広島市	2019年	3法人	5人・2人	80ha	0ha
主要栽培品目等	水稲（主食用，飼料用），りんご，ぶどう，サフラン，広島菜 大豆，小麦				
法人連携の特徴	企業主導の広域連携法人で，革新的な意思決定が可能。 出資の3法人は一般社団法人化し，地域資源の管理に専念。				

注：2021年3月末現在

● 本事例のポイント

- 企業と集落法人の双方で利益を得られる関係を築くことが重要。



● 連携に至った経緯

- 地域の高齢化や担い手不足を解消し、豊栄町の農業振興を図るために、地域と深い関わりがあった（株）サタケが主導し、（株）サタケと3法人が出資して新法人を設立。農業系ファンドも出資。

● 連携の成果と仕組み

- 新法人は、豊栄町の農業振興を経営理念として掲げ、既存の観光果樹園も傘下として、水稻、野菜、果樹、果樹加工、観光農園事業の企業的経営を進める。
- 代表取締役1人と取締役1人が（株）サタケと兼務。出資3法人から1人ずつ取締役を選出。
- 新法人の経営の主導権を（株）サタケが持つことで、企業的な経営判断による意思決定が行われる。
- （株）サタケは自社製品 GABA ライスの原材料に見合う米の安定した調達が可能となる。
- 出資3法人は、株式会社及び農事組合法人から一般社団法人に法人格を変更し、地域資源管理団体として機能する。
- 水稻事業は、新法人とアルバイト契約した出資3法人の各農業者が作業を行う（作業計画は、新法人で作成）。畦畔管理や水管理は、地権者に作業委託。
- 観光果樹園と野菜は、（株）賀茂プロジェクトの従業員が営農実施。

● 連携上の課題

- 出資3法人と新法人の関係において、お互いの意思疎通や意思決定の仕組みを風通しよくシンプルにする必要がある。

● 実践者からのアドバイス

- 企業主導による新法人の経営には、環境変化に柔軟に対応できる革新的な意思決定が求められる。
- 新法人は企業的経営による農業振興に専念し、出資法人は地域を守る地域資源管理団体としての活動に専念する機能分担について理解し同意してもらうことが重要である。

【事例3- (2)】 (農) ファーム高浦沖

ポイント

法人解散に伴う次世代への農地継承

法人概要

市町名	設立年	構成員数	理事・監事数	集積面積	作業受託面積
福山市	2009年	20人	5人	8ha	8ha
主要栽培品目等	水稻（主食用），いちじく				
法人の特徴	水稻+果樹の小規模法人。 2019年4月，法人解散。				

注：2021年3月末現在

● 本事例のポイント

- 法人内で高齢化が進み、担い手不足による農地維持が困難となったり、売上高の減少による収益の回復が見込めない場合は、よりフレキシブルな農地利用を考慮し、次世代へ農地継承するために法人の解散も視野に入れるべき。

● 解散に至った経緯

- 地域内で休耕田や荒れた畑が増えたため、水稻7haといちじく1haで法人設立し経営開始。
- 個人所有の農業機械を利用して水稻栽培していたが、面積も小さく、設立当初より収益的にはあまり良くなかった。
- 理事長が税理士に相談し、将来の見通しを考えたうえで解散を決意。構成員に事前アンケートを実施し、構成員の意思確認をした。
- 構成員からの反対もなく、2019年2月の総会で解散を決議。
- 解散後、農地は近隣の担い手（大型農家）が農地集積し、地域的な利点もあって耕作放棄地は殆ど発生していない。

● 解散手続き上の課題

- 解散時の総会で残余債務の対応について書面を作成しなかったため、解散後の対応に意見の相違が生じることがあった。

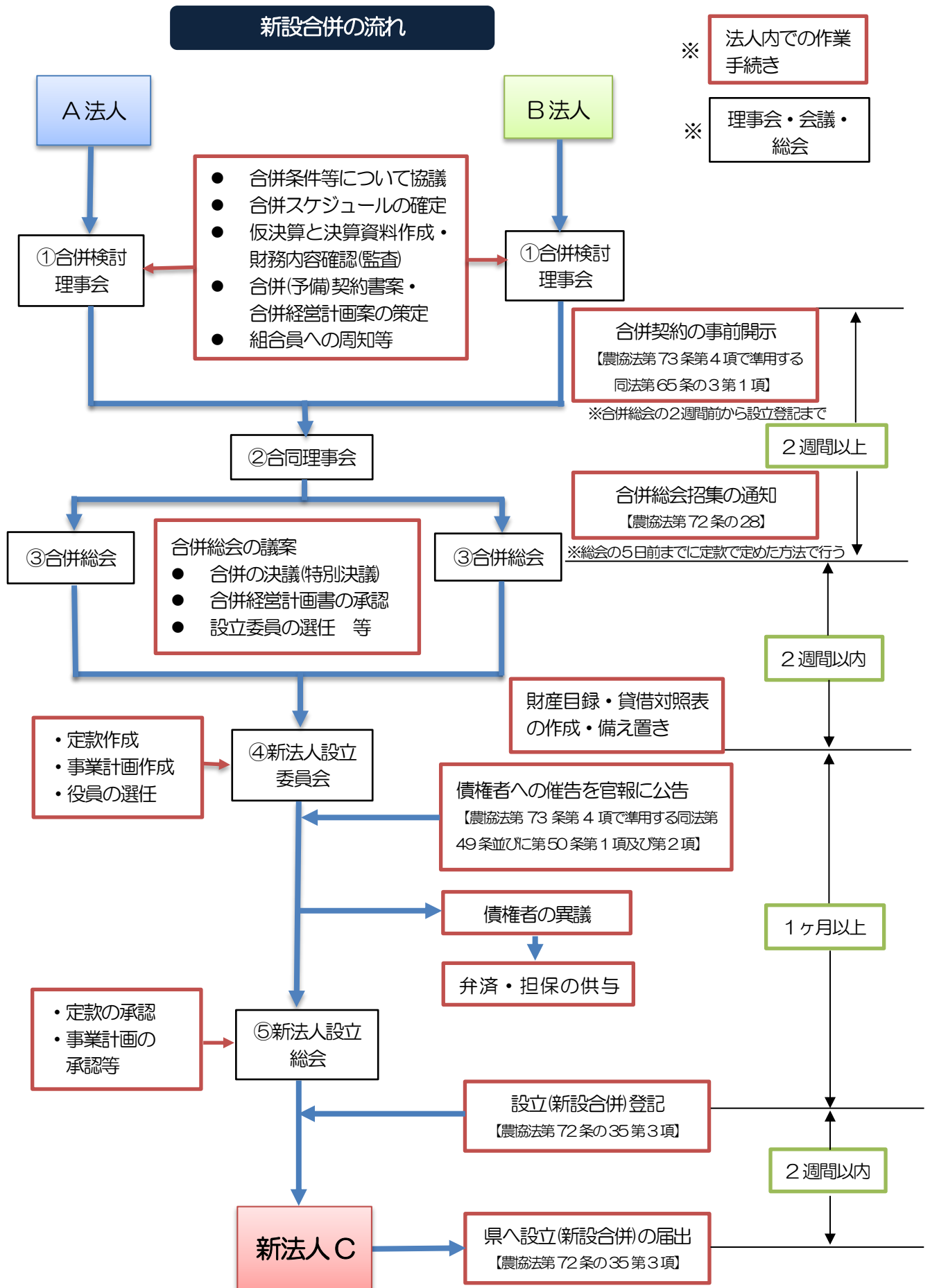
● 実践者からのアドバイス

- 続けて赤字決算となった場合、市町等関係機関に相談し、法人の将来について検討することが重要。
- 法人の解散をしようとする場合は、行政や専門家（税理士、司法書士等）に相談しながら、組合員間で負担の割合や解散後の農地の維持等を十分話し合い、合意形成したうえで書面に残し解散手続きを進めることが望ましい。

IV. 資料

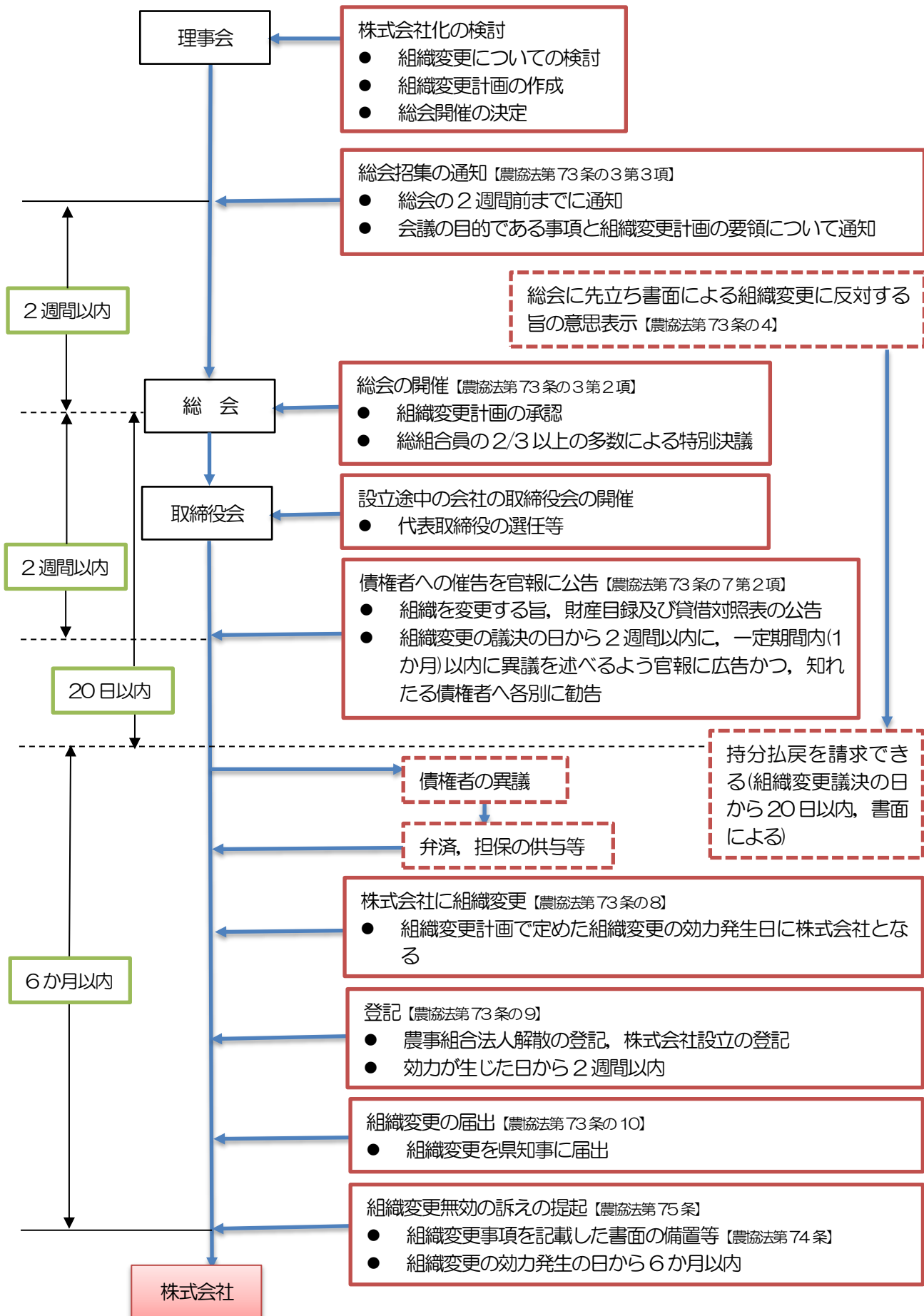
- | | |
|----------------------------------|-----|
| 1. 合併（新設合併方式）の手続き・スケジュール | P26 |
| 2. 株式会社化（農事組合法人⇒株式会社）の手続き・スケジュール | P27 |
| 3. 解散（総会の議決による解散）の手続き・スケジュール | P28 |
| 4. 連絡・相談先 | |
| • 市町役場担当部署, 広島県担当部署 | P29 |
| • 広島県集落法人連絡協議会 | P30 |
| • 法務局, 税務署, ハローワーク | P31 |

1.合併(新設合併方式)の手続き・スケジュール



2.株式会社化の手続き・スケジュール

組織変更(農事組合法人⇒株式会社)の流れ



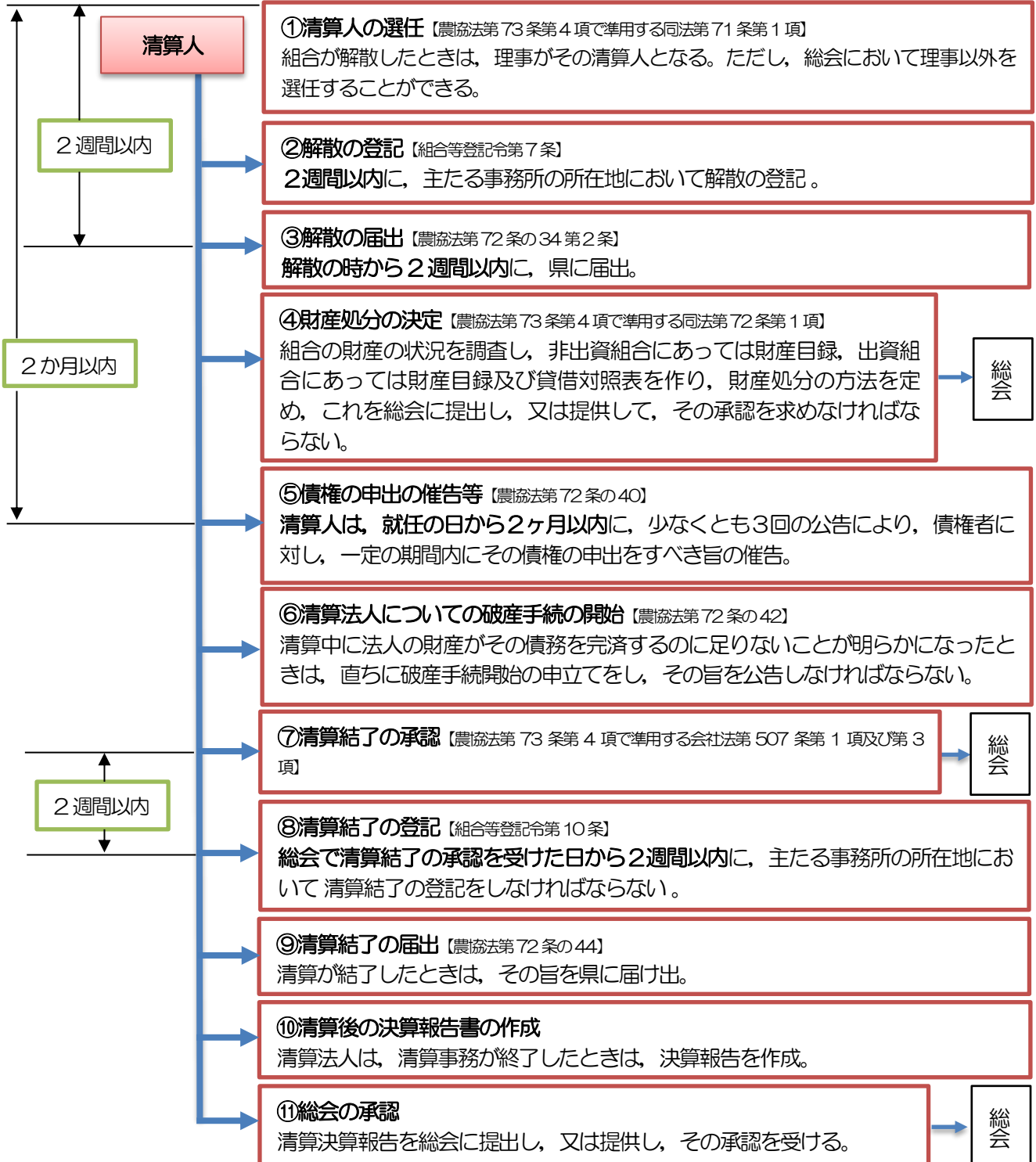
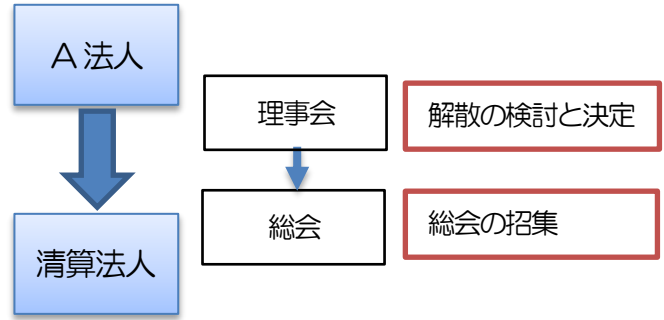
3.解散(総会の議決による解散)の手続き・スケジュール



農事組合法人の解散事由

- ① 総会の特別決議
- ② 組合の合併
- ③ 組合についての破産手続開始の決定
- ④ 存立時期の満了
- ⑤ 行政庁の解散の命令
- ⑥ 組合員が3人未満になり、引き続き6ヶ月間組合員が3人以上にならなかった場合

解散の流れ



4.連絡・相談先

市町役場担当部署

市町名	担当部署	連絡先電話番号
広島市	経済観光局 農林水産部 農政課 農畜産係	082-504-2247
呉市	産業部 農林水産課 農業振興グループ	0823-25-3318
竹原市	総務企画部 産業振興課 農林水産振興係	0846-22-7745
三原市	経済部 農林水産課 農業水産係	0848-67-6077
尾道市	産業部 農林水産課 農林振興係	0848-38-9473
福山市	経済環境局 農業振興課 農業支援担当	084-928-1242
府中市	経済観光部 農林課 農業振興係	0847-43-7131
三次市	産業振興部 農政課 農林振興係	0824-62-6164
庄原市	企画振興部 農業振興課 農業振興係	0824-73-1131
大竹市	総務部 産業振興課	0827-59-2130
東広島市	産業部 農林水産課	082-420-0939
廿日市市	環境産業部 農林水産課 農業振興係	0829-30-9143
安芸高田市	産業振興部 地域営農課	0826-47-4021
江田島市	産業部 農林水産課	0823-43-1642
熊野町	建設農林部 農林緑地課	082-820-5638
安芸太田町	産業観光課 農業振興係	0826-28-1973
北広島町	農林課 農業振興係	050-5812-1857
大崎上島町	地域経営課 農林水産係	0846-65-3123
世羅町	産業振興課 産業振興係	0847-22-5304
神石高原町	産業課 農地係	0847-89-3337

広島県担当部署

	担当部署	連絡先電話番号
農林水産局	就農支援課 (※集落法人、新規就農に関すること)	082-513-3531 ダイヤルイン
	団体検査課 (※農協法、農事組合法人に関すること)	082-513-3526 ダイヤルイン
農林水産事務所等	西部農林水産事務所	082-228-2111 代表
	西部農林水産事務所 呉農林事業所	0823-22-5400 代表
	西部農林水産事務所 東広島農林事業所	082-422-6911 代表
	東部農林水産事務所	084-921-1311 代表
	東部農林水産事務所 尾道農林事業所	0848-25-2011 代表
	北部農林水産事務所	0824-72-2015 代表
農業技術指導所	西部農業技術指導所	082-420-9661 代表
	東部農業技術指導所	0849-21-1311 代表
	北部農業技術指導所	0824-63-5181 代表

広島県集落法人連絡協議会

支部名	連絡先電話番号	
広島県集落法人連絡協議会	082-543-6011	一般財団法人広島県森林・整備・農業振興財団
JA 広島市集落法人連絡協議会	082-870-5893	JA 広島市営農経済部営農振興課
JA 広島北部集落法人連絡協議会	0826-54-0814	JA 広島北部営農部企画振興課
東広島市集落法人連絡協議会	082-420-0939	東広島市産業部農林水産課
大和地域集落法人連絡協議会	0847-33-0222	三原市大和支所
さわやか高原集落法人連絡協議会	0848-63-3438	JA 三原営農課
御調農事組合法人連絡協議会	0848-25-4650	広島県尾道農林事業所農村振興課
世羅市集落法人経営者協議会	0847-22-5304	世羅町担い手育成協議会（世羅町産業振興課）
福山地域集落法人連絡協議会	084-928-1177	福山市経済環境局経済部農業振興課
JA 三次集落法人グループ	0824-66-3802	JA三次営農経済部営農企画課
庄原地域集落法人連絡協議会	0824-63-5181	広島県北部農業技術指導所



法 務 局

法人登記等に関する相談

局名	住所	連絡先電話番号
広島法務局	広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-5201 代表(音声案内)

税 務 署

税務に関する相談

税務署名	住所	連絡先電話番号
広島東	広島市中区上八丁堀 3-19	082-227-1155 代表(音声案内)
広島南	広島市南区宇品東 6-1-72	082-253-3281 代表(音声案内)
広島西	広島市西区観音新町 1-17-3	082-234-3110 代表(音声案内)
広島北	広島市安佐北区亀山 2-25-10	082-814-2111 代表(音声案内)
呉	呉市中央三丁目 9-15	0823-23-2424 代表(音声案内)
竹原	竹原市中央 3-2-12	0846-22-0485 代表(音声案内)
三原	三原市宮沖 2-12-1	0848-62-3131 代表(音声案内)
尾道	尾道市古浜町 27-18	0848-22-2131 代表(音声案内)
福山	福山市三吉町 4-4-8	084-922-1350 代表(音声案内)
府中	府中市鷺飼町 555-40	0847-45-2570 代表(音声案内)
三次	三次市十日市東 1-13-5	0824-62-2721 代表(音声案内)
庄原	庄原市三日市町 667-5	0824-72-1001 代表(音声案内)
西条	東広島市西条昭和町 16-8	082-422-2191 代表(音声案内)
廿日市	廿日市市新宮 1-15-40	0829-32-1217 代表(音声案内)
吉田	安芸高田市吉田町吉田 3604-1	0826-42-0008 代表(音声案内)
海田	安芸郡海田町大正町 1-13	082-823-2131 代表(音声案内)

ハローワーク

雇用に関する相談

ハローワーク名	住所	連絡先電話番号
ハローワーク広島	広島市中区上八丁堀 8-2	082-223-8609 代表(音声案内)
ハローワーク広島東	広島市東区光が丘 13-7	082-264-8609 代表(音声案内)
ハローワーク可部	広島市安佐北区可部南 3-3-36	082-815-8609
ハローワーク呉	呉市西中央 1-5-2	0823-25-8609 代表(音声案内)
ハローワーク竹原	竹原市中央 5-2-11	0846-22-8609
ハローワーク三原	三原市館町 1-6-10	0848-64-8609
ハローワーク尾道	尾道市栗原西 2-7-10	0848-23-8609
ハローワーク福山	福山市東桜町 3-12	084-923-8609 代表(音声案内)
ハローワーク府中	府中市府中町 188-2	0847-43-8609
ハローワーク三次	三次市十日市東 3-4-6	0824-62-8609
ハローワーク庄原	庄原市中本町 1-20-1	0824-72-1197
ハローワーク大竹	大竹市白石 1-18-16	0827-52-8609
ハローワーク広島西条	東広島市西条町寺家 6479-1	082-422-8609 代表(音声案内)
ハローワーク廿日市	廿日市市串戸 4-9-32	0829-32-8609
ハローワーク安芸高田	安芸高田市吉田町吉田 1814-5	0826-42-0605

■参 考 文 献 等

○農林水産省ホームページ 農事組合法人とは（設立方法も含む）

https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/kumiai/index.html

○岡山県ホームページ 農事組合法人について

<https://www.pref.okayama.jp/page/551560.html>

■協 力 機 関 等

大阪経済大学 山本 公平 教授，広島県集落法人連絡協議会，

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団，広島県農林水産局団体検査課

広島県集落法人連携等事例集

令和4年3月 初版

編集・発行 広島県農林水産局就農支援課

(広島市中区基町 10-52 TEL : 082-513-3531)
